

## 仕入先グリーン生産調査シート



(Green ・ Global ・ Generation)

2019年07月01日      Ve2. 02

ノーリツプレシジョン株式会社

製造工程における環境要素管理状況の調査表

グリーン生産調査シート  
記入シート1

1. 仕入先様プロフィール

各項目で\*印のついている箇所は記入必須です。

* 調査シート記入日	年	月	日
------------	---	---	---

* 会社名	
NPC仕入先様コード	
* 工場所在地	
* 代表者名	
* 調査シート記入者名	
* 所属・役職	
* TEL(半角)	
E-mail(半角)	

* 資本金		円	
* 年間総売上高	昨年度	円	一昨年度 円
* NPCとの取引高	昨年度	円	一昨年度 円
* NPC向け主要納入品目			
* 主な加工の形態 (該当項目に○)	樹脂成型	金属加工	表面処理 組立て その他( )

* 規制化学物質(詳細別紙参照) (該当項目に○)	使用している	使用していない	不明
	↳ 記入シート3に内訳等を記載願います		
* 官公庁・行政機関等による 検査・認可・認定等の有無 (該当項目に○)	受けている	受けていない	不明
	↳ 種別記載		
* 環境ISO規格(ISO14001) (該当項目に○)	取得している	取得予定	取得予定なし
	↳ 取得時期記載	↳ 予定時期記載	

特記事項:

1) 環境に関する懸念事項や、弊社と個別相談を希望される事項等がございましたら、概要を記載願います。

2) 環境の改善につながる取り組みを推進されているようでしたら、概要を記載願います。

3) その他ご意見等ございましたら何でも結構ですので、記載願います。

2. 貴社工場の操業に要する総エネルギー等について

各項目で\*印のついている箇所は記入必須です。

以下、お分かりになる範囲でお答え願います。

\* 1) 各種エネルギー使用量の把握と取り組み(該当項目に○)

1	使用量が把握され、節減に取り組んでいる
2	使用量は把握せず、節減に取り組んでいる
3	使用量は把握せず、節減もしていない

\* 1)にて1を選択いただいた場合のみ、下記2)～5)にお答え願います。

2) 電気使用量(単位:kWh/年)(該当項目に○)

1	10,000未満
2	10,000～50,000
3	50,000～100,000
4	100,000～300,000
5	300,000以上

3) 都市ガス使用量(単位:m<sup>3</sup>/年)(該当項目に○)

1	300未満
2	300～1,200
3	1,200～3,000
4	3,000～6,000
5	6,000以上

4) 上水使用量(単位:m<sup>3</sup>/年)(該当項目に○)

1	50未満
2	50～300
3	300～1,500
4	1,500～3,000
5	3,000以上

5) その他燃料類(重油、軽油、LPガス等)の年間使用量

種別	使用量	単位

\* 6) ノーリツプレジジョン(株)向け品目の加工作業発生頻度

1	数年に1回程度加工する
2	年に数回程度加工する
3	月に1～2回程度加工する
4	週に1～2回程度加工する
5	ほぼ毎日加工する。

シート1の規制化学物質を“使用している”を選択いただいた場合のみ、シート3に記入願います。

グリーン生産調査シート

3. 加工において使用される規制対象化学物質について(原材料除く)  
各項目で\*印のついている箇所は記入必須です。

記入シート3

以下、お分かりになる範囲でお答え願います。

\* 1) 各種規制化学物質の使用量の把握と取り組み(該当項目に○)

1	使用量が把握され、事故防止対策もしている
2	使用量が把握され、事故防止はしていない
3	使用量は把握せず、事故防止もしていない

\* 1)にて1を選択いただいた場合のみ、下記2)～5)にお答え願います。  
物質名、対象法の確認は別紙の【資料1】をご参照ください。

2) 大気汚染防止法対象の化学物質

①物質名	②年間総使用量(Kg、ℓ)	③NPC向け生産での概算使用量(Kg、ℓ)

3) 廃掃法対象の化学物質

①物質名	②年間総使用量(Kg、ℓ)	③NPC向け生産での概算使用量(Kg、ℓ)

※廃掃法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の略。

4) 水質汚濁防止法対象の化学物質

①物質名	②年間総使用量(Kg、ℓ)	③NPC向け生産での概算使用量(Kg、ℓ)

5) 毒劇法対象の化学物質

①物質名	②年間総使用量(Kg、ℓ)	③NPC向け生産での概算使用量(Kg、ℓ)

※毒劇法は、毒物及び劇物取締法の略。

4. 貴社工場の操業に伴い発生する廃棄物について  
各項目で\*印のついている箇所は記入必須です。

以下、お分かりになる範囲でお答え願います。

\* 1) 各種廃棄物の分類・把握（該当項目に○）

1	種類毎に分別され、内容物・量を把握している
2	種類毎に分別され、量は把握していない
3	種類毎の分別、量の把握もしていない

\* 1)にて1を選択いただいた場合のみ、下記2)～4)にお答え願います。  
各種廃棄物の定義は別紙の【資料2】をご参照ください。

2) 一般廃棄物

	①総廃棄量(Kg) (該当項目に○)	②NPC向け生産に 係る概算総廃棄量(Kg)	③NPC支給品からの 概算廃棄量(Kg)
1	100未満		
2	100～300		
3	300～500		
4	500～1000		
5	1000以上		

3) 産業廃棄物

	①総廃棄量(Kg、ℓ) (該当項目に○)	②NPC向け生産に 係る概算総廃棄量(Kg)	③NPC支給品からの 概算廃棄量(Kg)
1	20未満		
2	20～50		
3	50～90		
4	90～120		
5	120以上		

4) 特管物

	①総廃棄量(Kg、ℓ) (該当項目に○)	②NPC向け生産に 係る概算総廃棄量(Kg)	③NPC支給品からの 概算廃棄量(Kg)
1	15未満		
2	15～30		
3	30～45		
4	45～60		
5	60以上		

※特管物は、特別管理産業廃棄物の略。

\* 5) 廃棄物排出の発生頻度

1	数年に1回程度廃棄する
2	年に数回程度廃棄する
3	月に1～2回程度廃棄する
4	週に1～2回程度廃棄する
5	ほぼ毎日廃棄する

以上

お忙しいところ、アンケート調査にご協力いただき、まことにありがとうございました。

資料1: 規制化学物質リスト

No.	物質名	大気汚染防止法	廃掃法	水質汚濁防止法	毒劇法
1	カドミウム及び(又は)その化合物	●	●	●	
2	塩素及び塩化水素	●			
3	弗素、弗化水素及び弗化珪素	●			●
4	鉛及び(又は)その化合物	●	●	●	●
5	窒素酸化物	●			
6	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		●	●	●
7	砒素及び(又は)その化合物		●	●	●
8	シアン化合物		●	●	●
9	ポリ塩化ビフェニル(別名PCB)		●	●	
10	トリクロロエチレン		●	●	
11	テトラクロロエチレン		●	●	
12	ジクロロメタン		●	●	
13	四塩化炭素		●	●	
14	1,2-ジクロロエタン		●	●	
15	1,1-ジクロロエチレン		●	●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン		●	●	
17	1,1,1-トリクロロエタン		●	●	
18	1,1,2-トリクロロエタン		●	●	
19	1,3-ジクロロプロペン		●	●	
20	チウラム(別名テトラメチルチウラムジスルフィド)		●	●	
21	シマジン(別名2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン)		●	●	
22	チオベンカルブ(別名S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート)		●	●	
23	ベンゼン		●	●	

No.	物質名	大気汚染防止法	廃掃法	水質汚濁防止法	毒劇法
24	セレン及び(又は)その化合物		●	●	●
25	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)				●
26	黄磷				●
27	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン				●
28	オクタメチルピロホスホルアミド(別名シユラーダン)				●
29	クラレー				●
30	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)				●
31	ジニトロクレーゾール				●
32	2,4-ジニトロ-6-(1-メチルプロピル)-フェノール				●
33	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)				●
34	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロルクロトニル)-ホスフェイト				●
35	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)				●
36	チオセミカルバジド				●
37	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)				●
38	ニコチン				●
39	ニツケルカルボニル				●
40	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン(別名エンドリン)				●
41	ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド				●
42	モノフルオール酢酸				●
43	モノフルオール酢酸アミド				●
44	硫化磷				●
45	前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの				●

# 廃棄物ってどういうものをいうの？ (廃棄物の定義)

<b>廃棄物の区分</b>	<b>産業廃棄物</b>
	<b>一般廃棄物</b>
	<b>特別管理廃棄物</b>

## 廃棄物の区分

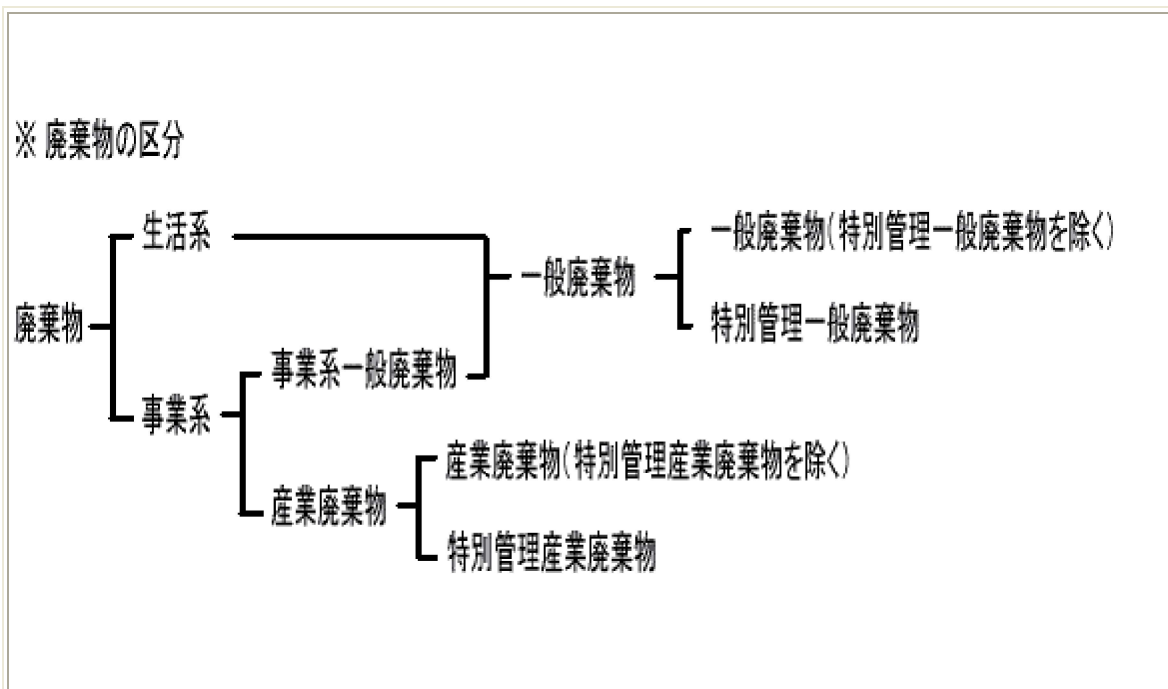
廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却できないために不要になった、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、気体状のもの及び放射性物質を除く、固形状又は液状のものをいいます。

なお、次のものは法の適用から除かれています。

- ・ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生じる土砂その他これに類するもの
- ・ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ・ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます。

また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物が定められています。



## 産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、次の19種類をいいます。

種 類	代 表 例
燃 え 殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ
汚 泥	メッキ汚泥、水洗ブースかす、廃白土、建設廃泥水
廃 油	廃潤滑油、廃切削油、廃エンジンオイル
廃 酸	写真定着廃液
廃 アルカリ	写真現像廃液、排ガス洗浄廃液
廃プラスチック類	廃発泡スチロール、合成皮革くず、廃タイヤ
ゴ ム く ず	天然ゴムくず
金 属 く ず	空き缶、スクラップ、切削くず、ブリキくず
ガラスくず及び陶磁器くず	空きビン、レンガくず、セメント製品くず
鉍 さ い	スラグ、ノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂
が れ き 類	コンクリート破片等(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの)
ば い じ ん	ばい煙発生施設等の集塵施設で集めたもの

種 類	業 種	
業 種 限 定 の あ る 産 業 廃 棄 物	紙 く ず	パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）、出版業（印刷出版を行うもの）、製本業、印刷物加工物建設業(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの)
	木 く ず	木材又は木製品の製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）
	織 維 く ず	繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物の固形状の不要物
	動物系固形不要物	屠畜場において屠殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	動物のふん尿	畜産農業
	動物の死体	畜産農業

政令第2条第13号に定めるもの	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの
-----------------	---

## 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

代 表 例
1 事業所、商店等から出る紙くず、梱包に使用したダンボールや木くず、茶殻等の雑ごみ 2 飲食店、従業員食堂から出る残飯、厨芥類 3 卸小売業から出る野菜くず、魚介類等



## 特別管理廃棄物

### ○特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有する次のものをいいます。

種類	内容	
廃油	燃えやすい廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）	
廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が 2.0以下の廃酸	
廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が 12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針等の感染性病原体を含む又はおそれのあるもの	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが付着し、若しくは封入された廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くず、PCBが染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず
	PCB処理物	廃PCB等、PCB汚染物を処分するために処理したものであって一定基準以上のPCBを含むもの
	廃石綿等	建設物から除去した、飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート類 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん設備で集められた飛散性の石綿等
	その他	政令で定められた施設から生じた水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、ダイオキシン類?を一定濃度以上含む汚泥、燃え殻、ばいじん、廃酸、廃アルカリ、廃油、鉱さい

※ダイオキシン類対策特別措置法施行の際（平成12年1月15日）現に設置され、又は設置の工事がされている特定施設から排出される廃棄物については、平成14年11月30日まで基準の適用は猶予。

### ○特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有する次のものをいいます。

種類	内容
PCBを使用した部品	一般廃棄物である廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに係るもの
ばいじん	ごみ処理施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん施設で集められたばいじん
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼ等の感染性病原体を含む又はおそれのあるもの